

第1章 計画の基本的事項

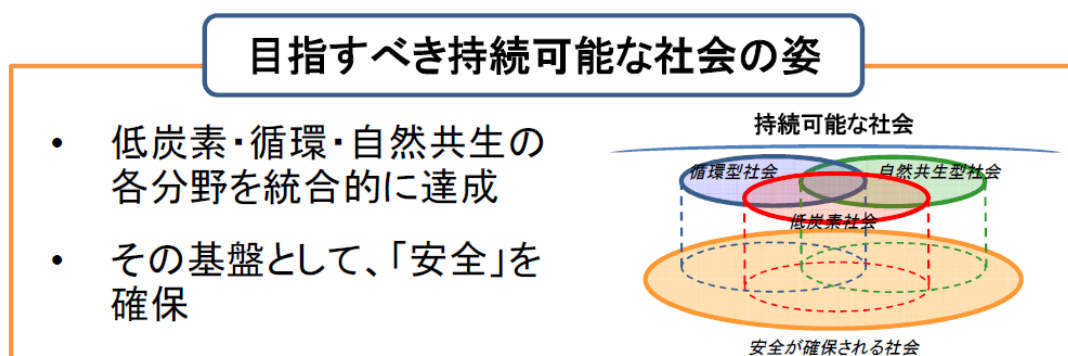
1. 計画策定の背景

本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、陸海交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ人口が増加してきました。

本市では、平成14年（2002年）3月に宇土市環境基本条例を定め、平成16年（2004年）3月に宇土市環境基本計画を策定しました。平成20年度には本体計画で示される行動例の趣旨はほぼそのままとして、行動例を簡素化・統合し、主体ごとに分割し冊子としてまとめるかたちで内容を見直した実施計画書を策定しました。

また、平成23年（2011年）3月には、「みんなでつくろう 元気な宇土市！」をスローガンとした「第5次宇土市総合計画*」を策定しております。

国においては、平成24年に「第四次環境基本計画」が閣議決定されました。持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保されている社会としています。県においては、平成23年に第3次熊本県環境基本指針・第4次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」の4つが位置付けられています。



出典：第四次環境基本計画の概要（環境省）

この 10 年間、環境を取り巻く状況については、循環型社会への移行、気候変動やエネルギー問題等大きく変化してきました。再生可能エネルギーへの転換、ハイブリッドカーや電気自動車などエコカーの普及、生物多様性*の問題等めまぐるしく変化しました。

その中で、宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、本市の将来あるべき姿を目指して、総合的な視点から計画的に取り組を進めていく必要があります。

そのような観点から、第 1 次計画は一定の効果をあげたものの、新たな課題に対応していないことから、今回策定する計画は、前計画の方向性を基本的に引き継いだうえで、個別の施策や数値目標を変更するとともに、新たな課題に対応する施策を追加しようとするものです。近年の状況や市民意識の変化を踏まえ、現状に合わせた形で見直しを行います。

宇土市環境基本条例の基本理念（条例第 3 条）

- 1 環境創造都市づくりは、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力して、豊かで快適な環境を保全するとともに、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 2 市の環境政策は、市民が健康で安全かつ文化的な環境を享受する権利の実現を図るとともに、生活を営む上で必要とする豊かで快適な環境を確保し、将来の世代へ引き継いで行くことを目的として行わなければならない。
- 3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

2. 計画の役割

本計画は、環境行政の指針となるもので、次のような役割を果たすことができるように構成されています。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 宇土市総合計画等の先行諸計画について、環境の保全と創造に関する視点から推進するために必要な基本の方針を明らかにします。
- (3) 環境の保全及び創造に関する施策を、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割のもとで協力して取り組んでいくことができるように、宇土市環境基本条例で定められた市、市民及び事業者それぞれの役割に基づき、具体的目標毎に、民間団体を含めた各主体の行動例を示します。
- (4) 計画の推進体制や環境の保全及び創造に関する諸施策の到達水準を明らかにする等環境基本計画の進行管理の体系を示します。

～市町村に期待される役割～

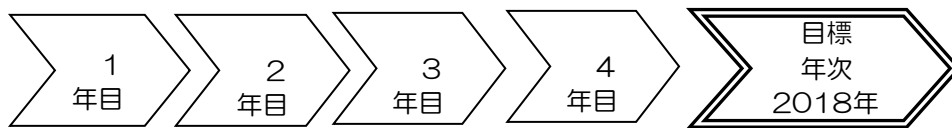
環境問題への取組は、地域の特性・実情に応じて進めることが大切です。市町村においては、地域住民に最も身近な行政主体として、住民、団体、事業者などの活動を促進し、また、地域に応じた環境施策を講じたり、国、熊本県に施策提案するとともに、自らも事業者・消費者として環境保全活動を率先して実行することなどが求められます。

出典：第3次熊本県環境基本指針

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度（2014年度）を初年度として、平成30年度（2018年度）を目標年度とする5年間とします。

環境施策の進捗状況を評価し、達成済みの数値目標等については適宜見直しを行います。また、社会的な情勢の変化や科学的知見の向上等を踏まえた見直しも、必要に応じて行います。



4. 対象とする環境の範囲

本計画において対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、環境負荷・物質循環としています。

- (1)生活環境…大気汚染，悪臭，水質汚濁，騒音・振動，土壤汚染，地盤沈下 など
- (2)自然環境…動物，植物，生態系，森林・農地・河川・海洋・池沼，自然との共生 など
- (3)快適環境…公園・緑地・親水空間，都市景観，歴史的・文化的遺産，利用者にやさしい公共施設 など
- (4)地球環境…地球温暖化，オゾン層破壊，海洋汚染，酸性雨 など
- (5)環境負荷・物質循環…廃棄物，リデュース・リユース・リサイクルなど

5. 計画の位置付け

本計画は、宇土市総合計画を環境面から実現するための計画であるとともに、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する最も基本となる計画です。総合計画の見直しをはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施に当たっては、本計画との整合を図るものとします。

6. 計画の対象地域

本計画は、宇土市全域を対象範囲とします。

また、広域的な観点を考慮して、生活圈や文化圏が密接に関わる周辺自治体や、緑川流域並びに有明海沿岸域の自治体との広域的な連携を図ります。

7. 計画の構成

本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆第2次宇土市環境基本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

…基本的な考え、計画の役割及び期間、対象とする環境の範囲、計画の位置づけ及び構成について示しています。

第2章 宇土市の環境の現状と課題

…宇土市の環境の特性を踏まえて、環境面から捉えた課題について示しています。

第3章 計画の目指すもの

…環境面から見た宇土市の将来のあるべき姿として「望ましい環境像」を掲げ、これを実現するための「長期目標」を4つ掲げています。更に、この長期目標を実現するための11の「基本方針」を示しています。

<望ましい環境像を実現するための実行すべきこと>

第4章 施策の展開

…それぞれの「基本方針」について、平成30年（2018年）までの目標、市が講じる環境施策の方針及び個別施策、市を構成するすべての主体（市、市民、事業者及び民間団体）の行動例を示しています。

第5章 重点的な取組み

…「第2章 宇土市の環境の現状と課題」を踏まえて、特に重点的に取り組む必要がある4つのテーマについて示しています。

第6章 地域別の環境配慮

…7地区の地域における地域特性を踏まえた環境配慮の方向性について示しています。

第7章 計画の推進と進行管理

…計画の推進方策と進行管理の方法について示しています。